

令和7年3月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和7年3月5日
武雄市農業委員会

令和7年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年3月5日(水)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時10分

2. 場 所 東川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第4号	武雄市非農地証明願について	5件
議案第5号	農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局

定刻になりましたので、令和7年3月の農業委員会総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、欠席者なしということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和7年3月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いいたします。
本日の議事録署名人に、9番 原口 保徳 委員、17番 澤井 富二郎 委員
を指名いたします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 先月ご審議いただいた案件として、4条申請が1件、5条申請が4件ございました。5条申請の中で保留となっていた〇〇町の株式会社〇〇の案件ですが、油を含む汚水の処理について、油分を除去するフィルターの設置が不明であったため、保留とされておりました。そこで申請人に確認をとったところ、2つの油水分離槽には、それぞれフィルターを設置しているとのことでした。これを受け、会長に相談したところ、フィルターの設置が確認できたのであれば、県に進達して良いとのことでしたので、県に進達いたしました。この保留案件を含む全ての案件が許可済となっております。報告は以上です。

会 長 事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等ございませんか。
(質疑なし)

会 長 特にならぬようございますので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。資料は、議案書1ページからです。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請。
申請番号1番と2番は畑の交換ということで申請がされております。
申請番号1番の土地については、〇〇町の畑2筆で99.64平米。申請番号2番、〇〇町の畑1筆の113平米です。農地の価格は発生しておりません。
申請番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、畑3筆の合計5筆の1,390平米。譲渡人は要介護状態となり、耕作管理することができない。譲受人は、自宅周辺の農地であり、耕作しやすいということで申請がされています。こちら、譲渡人と譲受人の関係は実の親子です。譲受人の娘さんは、農地をお持ちではありませんが、農機具は所有されており、実

家で10年以上の農業経験があられるということです。農地の価格は発生しておりません。

次のページにまいります。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田4筆、畑3筆、合計7筆の9,359平米。譲渡人は後継者がいないため、譲りたい。譲受人は、現在小作をしていて、会社に近く耕作しやすいということで申請がされています。農地の価格は7筆で〇〇円となっております。

以上4件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この4件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 4番の案件は、私でございます。〇〇さんが〇〇農園の方に土地を売られたということで、7筆で〇〇円ということで、皆さん、安すぎるのではないかとと思われる方もいらっしゃるんじゃないのかなど。安いと思われるかも分かりませんが、農地が皆、良い農地ばかりじゃなくて、湿原で作られなくて、ずっとほったらかしにしてある農地も買うということと、あと息子さん二人いらっしゃるんですが、一人は〇〇の方から帰ってこないし、次男は〇〇の方に養子に出されているということで、奥さんが住まれているんですが、何か認知症じゃないんですけれども、何かぼーっとなってらっしゃる。これは危ないねとなった所に、息子さんとこういう話が出たということで、私も安いから売んしゃんなどとは言わなくて、良いんじゃないのかとなりました。この〇〇さんは以前にハウスを建てるという時に、〇〇さんの土地を買われたことがあります。自分が欲しい土地なもんですから、〇〇以上のお金を出して買われております。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番 ちょっとお尋ね。9反ばかりですが、その内、どの位が水はけとかの良くない土地ですか。

〇〇番 どのくらいか.. 作られたり、作られなかったり。圃場整備してない土地、〇〇山の山付きの土地とか、あの辺は水はけが悪くて、ほとんどですね。

会 長 他にございませんか。
(質疑なし)

会 長 他に質疑も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 4 件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 4 件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 2 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号について、ご説明いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請です。

申請番号 1 番、権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の田 1 筆 498 平米。現在、〇〇市に住んでいるが、賃貸アパートで手狭なため、祖父所有の農地に新築したいということで、一般住宅を計画されております。工事完了の時期は許可後 1 年となっております。

申請番号 2 番、権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑 2 筆、347 平米。妻の実家のある〇〇町へ移住するにあたり、義父の農地があることから、その農地を借りて新築したいということで、一般住宅を計画されております。工事完了の時期は令和 8 年 1 月です。

農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

1 番を〇〇委員、2 番を〇〇委員、よろしく願いいたします。

〇〇番 1 番ですけど、〇〇の住宅街の中にあリまして、家を建てるにはもってこいの土地で、もう何年も耕作されておリません。ただ管理は、草払いとかの管理はずっとされておりましたけど、今度、孫が家を建てるということで、祖父の土地を借りて、そこに家を建てるということで話があリまして、見に行ったんですけど、何ら問題はあリませんでしたので、判を押しました。

〇〇番 2 番は用途地域内の商業地域ということで、場所は分かり易く言うと、武雄市のテニスコートの横あたりです。それで、周りも住宅が一杯建って、ここは一応、畑ということで、栗の木とかを植えてあリます。私と推進委員の〇

○さんと二人で見に行って、何ら問題ないと思いましたが、印鑑を押しました。以上です。

会 長 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
質疑、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑等もないようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。
異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 2
件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との
意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画 (案)》 —————

会 長 次に、議案第 3 号を議題といたします。
議案第 3 号「武雄市農用地利用集積事業計画 (案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料は別冊です。
1 ページをご覧ください。こちらに「令和 6 年度第 12 号利用権設定計画
(案)」を記載しています。
2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
全体の合計といたしましては、田、新規 25 件、58 筆、73,813 平米。再設
定 59 件、128 筆、184,053 平米。畑、再設定 2 件、2 筆、1,919 平米となっ
ています。
3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。
また、利用権設定の変更については 38 ページ、利用権設定解除については
39 ページに記載しておりますのでご確認ください。
以上、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。ご審議
のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑を開始します。
何かございませんか。

〇〇番 〇〇町の〇〇さんの経営面積が書いてないが。

- 事務局 ○○さん名義の農地はなかったんですけど、実家のお父さんと一緒に農業をされていたということで、今回は○○さんの方が借入をして作られるということで、機械等は実家のお父さんの分を使われるということです。
- 会 長 他にございませんか。
- 番 ○○町の1番、経営面積の中で、貸付地の面積が出てますが、どういう意味ですか。
- 事務局 貸付けられている面積もあるということで、農地台帳上、このように出ています。確認いたしまして、またご報告いたします。
- 会 長 それでは、○○の1番の件については、再度確認して、来月報告いたします。
- 他にございませんか。
- (質疑なし)
- 会 長 それでは、意見もないようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数あり)
- 会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。
- 番 いいですか。
- 会 長 はい、○○番。
- 番 利用権設定の件ですけれど、貸している人が納税義務者で、実際は亡くなっていない。そういう所の問題が、○○町でも出てきている。未登記の場合で、なかなか県の方が。いろいろ証明書をとりなさいと。そういうことをすれば、我々としては、農地を荒らさないようにする形をとっているわけで、何か矛盾しているんじゃないのか、逆行しているんじゃないのかということで、その辺の問題、この前、事務局の方でも打合せをしたんですけど。来月の推進委員さんとの合同会議の中で、そういう問題を取り上げて、県の農業公社を呼んで、そのへんの話再度確認したいと提案をしたい。
- 会 長 これからそういう案件が増えてくると思います。相続登記をしないといけ

ないというのは出来ているんですけども、なかなか進んでいないというのが現状でございます。

この件につきましては、4月の農業委員会に農業公社を呼びますので、そこで提案をしたいと思っております。

《議案第4号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第4号を議題といたします。武雄市非農地証明について、5件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。資料は、議案書4ページからです。議案第4号 武雄市非農地証明願。

申請番号1番、土地は〇〇町の田1筆。昭和63年に転用許可を取っていたが、現在まで地目変更せずにいた、ということで、許可を得て転用が完了している事実が認められる土地であって、かつ地目変更登記が行われていない土地ということで、非農地証明事務処理要領の該当事項3号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑1筆。昭和55年に購入したときから駐車場として使用しており、現在も車を停めて使っている、ということで、人為的に無断転用された土地であり、かつその転用行為が20年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は〇〇町の畑1筆。昭和50年頃より水はけが悪く、耕作できない状態であったため、放置しており、原野化しているということで、自然的荒廃農地であり、かつ耕作できなくなってから10年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号4番、土地は〇〇町の畑1筆。昭和49年に相続したが、遠方に住んでいるため、耕作できず、現在は雑木林の状態となっている、ということで、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

申請番号5番、土地は〇〇町の畑2筆。4438番については、昭和40年に新築した時から宅地の一部として利用している。また4453番1については、平成4年以前から小屋を建てて利用しているということで、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思っております。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇委員さん。

〇〇番 現地を確認したけど、3番、4番は完全に原野化している。もう一つの〇〇さんというのが、始めは知らなかったと、整地してあったと。ここに来たら、

農地だったと。一応確認はしております。3番、4番は、近くで、人間も入れられない。

〇〇番 5番の案件は私ですが、確認に行ってみまして、もう宅地みたいになっていて、小屋も建っていますし、これはしょうがないと。昔は小屋をうっかんがしてもという話もあったそうですが、そこまでしなくてもという所です。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市非農地証明5件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 武雄市非農地証明5件については、原案どおり証明することに決しました。

以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。

—————《議案第5号 農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正》—————

会 長 次に議案第5号 武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号 武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、ご説明いたします。資料は6ページからになります。

提案理由は、農地移動適正化あっせん事業実施要領が令和5年3月30日に改正されたことに伴い、農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画を盛り込むために、第5条第5号を追加したい。また、併せて、字句の見直しを行うためのものです。

7ページの新旧対照表を見ていただくと、下線を引いている所ですが、字句の見直しで農業経営基盤強化促進法を基盤強化法に簡素化したものです。

今回、第5号を追加しております。これは、先ほど申しましたように、地域計画を策定することとなり、武雄市も地域計画を令和7年3月31日策定予定です。これに伴い、あっせん事業も現に地域計画に位置付けられている者や地域計画を変更することが見込まれる場合に、新たに農業を担う者に位置付けられる者にあっせんすることとなり、この要領を改正するものです。

施行日は、地域計画の策定日と合わせて、令和7年3月31日としております。説明は以上です。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第5号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えます。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、原案どおり改正することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第5号は承認されました。

〇〇番 地域計画は、今、何割策定されているのか。情報では、全国的に35%。佐賀県はいくらか分かるか。

事務局 地域計画は、令和7年3月31日までに策定することになっております。3月31日までに策定されると思えますので、何%かは把握しておりません。結局、早くしたら、この利用権設定も中間管理機構を通さないといけなくなるので、ぎりぎりの3月31日ということとしてしております。

会 長 このあっせんも地域計画に入っていないとできないということでございますので、何でも地域計画に紐づけされるということで、ご理解いただきたいと思っております。

《報告第1号 農地等形状変更届出》

会 長 報告第1号 農地等形状変更届出について、1件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。

報告第1号 農地等形状変更届出。

番号1番、土地は〇〇町の田2筆、1,621平米。水はけが悪いため、盛土をして排水性を高め、畑として利用したいということで、田を畑に転換されます。変更時期としましては、令和7年3月から令和7年9月。盛土計画ですが、嵩上げの高さは1.2m、土量は2,000 m³。畑に変更された後は、牧草を作られる予定です。

以上、1件、報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員から補足説明があれば、よろしく願いいたします。

〇〇委員さん。

〇〇番 図面にありますように、左側に排水路があります。排水路の手前に法面を作るといふことで、それと道路側にも排水路を作るといふことですので、問題ないと判を押ししました。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、報告第 1 号 農地等形状健康届出につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思ひます。何かござひませんか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、この程度に留めます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告につきましては、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和 7 年 3 月の農業委員会総会を終わります。

令和 年 月 日

武雄市農業委員会 会 長

〃 委 員

〃 委 員

議事録調製者

木村 明美